

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和元年度に評価の結果を取りまとめた「地籍整備の推進」、3年度に評価の結果を取りまとめた「外来種対策の推進」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。

この内容については、令和5年6月6日に国会へ報告しています。

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：令和元年12月6日)
関係行政機関	国土交通省、法務省
<p>○ 評価の観点 地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) 「第6次国土調査事業十箇年計画」(平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。)の成果目標である「進捗率^(注)」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村の状況」については、現状のペースで推移する場合、第6次十箇年計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、困難な状況となっている。</p> <p>(2) 次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 地籍調査の対象面積(全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合</p>	
勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>1 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言</p> <p>国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年1月の認証状況等の調査、都道府県からのヒアリング等により把握した内容を踏まえ、市町村に個別の助言を実施 ○ 令和2年3月に国土調査法(昭和26年法律第180号)に国土交通大臣の市町村等への援助規定を新設。「第7次国土調査事業十箇年計画」(令和2年5月26日閣議決定。以下「第7次十箇年計画」という。)に、地籍調査に関する助言を行う有識者等(地籍アドバイザー)の地方公共団体等への派遣を位置付け、認証遅延等を地籍アドバイザーの対応分野に追加 ○ 令和2年10月に地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を都道府県経由で市町村に通知し、調査終了から原則3か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証状況等の調査結果に基づく個別の助言を引き続き実施しているほか、令和3年度の地籍アドバイザー活用実績70件中19件において、遅延解消に対応 ・ 認証未了^(注)は一定程度減少(697.88km²(令和2年度)から592.07km²(3年度))も、送付未了^(注)は、ほぼ横ばい(581.74km²(2年度)から572.91km²(3年度)) ・ 土地所有者等からの申出による関係者協議に時間を要 </div>

	<p>する事案等が累積。引き続き助言等を行うとともに、新たな発生を抑制するため、住民説明会等で根拠に基づいた確かな説明が行われるよう、研修等を地方公共団体に実施</p> <p>(注) 国土交通省は、認証状況等の調査を見直し、令和2年度分から現在の認証未了、送付未了の定義で調査を実施</p>
<p>2 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供</p> <p>国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)第30条第4項(令和2年6月の準則改正前の同条第3項)の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要があります。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 準則第30条第4項(弾力化措置)^(注)を適用した事例を集約・整理し、令和3年2月に都道府県経由で市町村に通知 ○ 令和2年6月の準則改正により、一部の土地所有者等が所在不明の場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置(以下「準則第30条第3項措置」という。) <p>(注) 土地所有者等が所在不明の場合、筆界を明らかにする客観的資料(現地復元性を有する地積測量図等)を用いた筆界の調査を可能とする規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的に土地所有者等の所在が不明であるため立会いを求めることができなかった筆数のうち、準則第30条第4項(弾力化措置)の適用により調査が進んだ筆数は、令和2年度が1,203筆のうち258筆(21.4%)、3年度が1,602筆のうち513筆(32.0%)と増加 ・ 準則第30条第3項措置は、令和2年度371筆、3年度854筆に適用され、活用が進展
<p>3 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証</p> <p>国土交通省は、同法第19条第5項の指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要があります。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や民間事業者等との意見交換において、民間事業者等の申請による第19条第5項の指定^(注)(以下「19条5項指定」という。)は、民間事業者等にはメリットがないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等には効率的な地籍整備につながるというメリットがあり得ることを確認 ○ 上記を踏まえ、令和2年3月の国土調査法の改正により、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請(以下「代行申請」という。)できるよう措置され、第7次十箇年計画に、19条5項指定制度の更なる活用の促進を位置付け <p>(注) 国土調査法第19条第5項において、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査の成果について、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定することができることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間測量成果を活用した地籍整備の一層の推進に向けた通知を令和3年3月に都道府県に発出し、民間事業者に19条5項指定制度を周知するためのチラシも添付。地方公共団体の開発許可担当部局にも事務連絡を発出し、適切な対応を依頼 ・ 令和4年6月に、申請対象となり得る測量成果の例や、申請に当たり必要となる追加作業の内容とその費用の試算例等を新たに盛り込んで19条5項指定申請に関する手引を改訂し、市町村等に周知 ・ 19条5項指定制度の自主的な申請実績^(注)は、令和2年度2.15km²、3年度2.62km²。代行申請の実績はなし ・ 令和4年度に市町村へのアンケート及びヒアリングにより、代行申請の実施に至らなかった理由を調査したところ、市町村の制度への理解が不十分であったことから、各種研修等を通じて一層の周知を実施 <p>(注) 新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令(昭和40年政</p>

	<p>令第 330 号) により申請が義務付けられているもの、土地区画整理事業運用指針 (平成 13 年国都市第 381 号) 及び国土調査法第 19 条第 5 項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について (昭和 56 年 1 月 5 日付け 55 構改 B 第 1847 号) により申請が推進されているものを除く。</p>
<p>4 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知</p> <p>国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に、地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、準則改正により、登記官に対する協力の求めの規定^(注 1)を措置 ○ 法務局等による地籍調査への実務的協力^(注 2)の具体的な内容等について、令和 2 年 9 月に都道府県経由で市町村等に通知 <p>(注) 1 地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができることを明記したもの</p> <p>2 市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点等について、令和 4 年 3 月に都道府県経由で市町村等に通知 ・ 令和 3 年度は、法務局等が市町村等に対し、896 回の助言等の協力を実施 </div>
<p>5 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進</p> <p>法務省及び国土交通省は、人口集中地区 (D I D) における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。</p>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図作成作業の実施予定地区等の情報を関係市町村へ教示することとし、地図作成作業の計画変更の判断基準等に係る通知を令和元年 12 月に各法務局等に発出 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会の設置要領について、地図作成作業の実実施計画及び実施状況、筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、令和 3 年 1 月に都道府県経由で市町村に通知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 か所全ての法務局等において地図作成作業の情報を地方公共団体に教示。協議・調整を行った結果、10 か所の法務局等で地図作成作業の計画が変更 (令和 3 年 2 月から 4 年 6 月末までの期間) <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会議等の設置要領の内容について、令和 3 年度は、会議・研修等の機会を捉えて、地方公共団体の担当者に合計 21 回の説明を実施 </div>
<p>6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組</p> <p>国土交通省は、PDCA に基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年 8 月に、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示し、把握した数値について、国と都道府県等の保有するデータの整合を図った上で、第 7 次十箇年計画に記載する進捗率を算出 ○ 地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率を算出し、令和 2 年 8 月、国土交通省のホームページに公表

行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の地籍整備の進捗状況を4年6月に報道発表するとともに、国土交通省のホームページで公表
----------	---

(注) 1 「政策への反映状況」の [] で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回回答（令和3年3月23日）以降に関係行政機関が採った措置で、令和5年2月2～6日に法務省及び国土交通省が回答したものである。
 2 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230214000163379.html) 参照

テーマ名	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和4年2月15日）
関係行政機関	環境省
<p>○ 評価の観点</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）及び「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省）により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施</p> <p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取組が進んでいないところあり 環境省が事前に各地で具体的に働き掛けるなどの活動も確認されず。 ⇒ 今後の水際対策におけるオペレーションや取組の在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要 <p>(2) 総合対策外来種（アライグマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い。 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり ⇒ 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要 <p>(3) 総合対策外来種（オオキンケイギク）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない。 ⇒ 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要 <p>(4) 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況 国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない。 ⇒ 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要 <p>(5) 外来種対策の評価の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供が不十分 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い ⇒ 政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方 	

について検討が必要	
意見	政策への反映状況
<p>1 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <p>防除の現場では、地方公共団体において関係機関との連絡体制等、実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が各地で具体的に働き掛けるなどして、連絡体制等の取決めを促している活動もみられなかった。環境省が定める調査・防除の方針に則して防除の現場で対策が的確に講じられるために、このような状況で十分かどうかの評価・検証が求められる。</p> <p>今般のヒアリの防除対策については、ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立つ目的で、検証や評価を行うことが必要であると考えられる。（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒアリについては、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申）」（以下「答申」という。）において、「総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題」と評価・検証を受けたところ。 ○ 令和4年5月18日に公布された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正法」という。）において、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定が創設された。また、特に緊急に措置を行う必要がある特定外来生物を「要緊急対処特定外来生物」として政令で定め、移動制限、通関後の検査等、強力な措置を行うことができることとされ、対象事業者が被害を防止するためとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めることとされた。 ○ ヒアリ類については、この「要緊急対処特定外来生物」に令和5年4月1日に指定し、その対処指針について、環境省は、物流や港湾等に係る関係団体等に対するヒアリングを行い、その結果も踏まえ、ヒアリを発見する可能性が高い事業者（地方公共団体が港湾管理者等の場合を含む）に対し、ヒアリ類発見時に事業者等がとるべき措置を定めるとともに、地方環境事務所や関係事業者等との連絡体制の確立等を求める内容とした（当該指針は、令和5年4月25日公布、同年6月1日施行予定）。 ○ また、国の機関や地方公共団体、関係事業者等において、ヒアリが発見された際に実際に防除を実施する方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」（平成30年1月作成、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）について、「ヒアリの防除等に関する専門家会合」等で専門家による助言を受け、対処指針の内容等を踏まえて令和5年4月に改訂しており、今後も毎年更新していく。
<p>2 総合対策外来種（アライグマ）</p> <p>環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アライグマの対策については、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の答申において、以下のとおり課題が示された。

<p>現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要と考える。</p> <p>外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、外来生物法のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲の仕組みが活用されているところ、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。「アライグマの防除」という目的のために二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考えます。（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の成果として、封じ込め等の達成に至っていない。有効性を高めつつ防除を推進するためには、防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められる。 ・ 国として侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。 <p>○ この対応として、国は、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信を更に強化していく必要があるとされた。</p> <p>○ また、答申において、アライグマなどの分布情報については、市町村単位などのよりきめ細かな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を確保していくことが必要とされた。くわえて、これまでの対策が十分な効果を上げておらず、被害の増加、分布の拡大が継続しているものについては、現状を整理・分析し、対策実施上の課題を改めて明確化し、有効な対策の実現に結び付けることが必要と評価・検証を受けたところ。</p> <p>○ 環境省では、これらを踏まえ、令和 4 年度にこれまで都道府県単位で把握していた特定外来生物の分布情報を市町村単位に改良する取組に着手し、令和 5 年度中に市町村単位での分布情報を提供すべく、そのための調査を実施する予定。また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）において令和 6 年度までに策定することとされた、アライグマについての効果的な被害防止対策を採っていくための全国的な指針等についての令和 5 年度以降の検討や、「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」（平成 23 年 3 月作成（平成 26 年 3 月改訂、令和 2 年 3 月一部修正）、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）の改訂などを行う中で、外来生物法と鳥獣保護管理法のメリット・デメリットなどの整理をし、防除主体における適切な手段の選択を支援する取組を検討していく。</p> <p>○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和 5 年度に創設した。今後、当該事業により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援していく。</p>
<p>3 総合対策外来種（オオキンケイギク） 国（環境省）として、国以外の主体による防除を進める立場に立つのであれ</p>	<p>○ オオキンケイギクの対策については、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において令和 6 年度までに行うこととされた「外来種被害防止行動</p>

<p>ば、それらの主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に防除に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p> <p>観賞用や緑化用に導入され、既に広範に分布・生育しているとみられるオオキンケイギクについて、取引や栽培等の規制等の行政コストまでかけた対策を採る以上、コストに見合った成果が示されなければならないと考える。そして、その成果が、現状では明確でないか、「根絶」等の究極のもののみで、そこに至る道筋が見えない状況になってしまっていることは、問題点として指摘できる。これでは、外来種対策において用意されている各種対策が、オオキンケイギクについて、問題なく、あるいは効果的・効率的に成果を上げているかといった判断材料も得られず、政策立案担当者によるPDCAが回らない。また、協働のパートナーとなるべき地方公共団体等とも認識を共有できないことから、その面での取組の発展も期待し難い。</p> <p>環境省は、このような問題点に対応し、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべきである。(環境省)</p>	<p>計画」の見直しにおいて、有識者等の意見も踏まえ、これまでの対策の評価・検証を行うとともに、その位置付けの考え方を示していくこととしている。</p> <p>○ その結果を踏まえ、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行っていく。</p>
<p>4 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」（平成29年4月環境省及び農林水産省）では、現状と代替種利用に関する課題を整理し、今後の方針、対策を示しているが、セイヨウオオマルハナバチに採られている様々な外来種対策の現状について、国が全体をどう評価し、課題を把握し、それに対し今後どのような方針で臨むのかを示す資料は見当たらない。このため、多様な立場の関係者が自ら主体的に取組を考える材料は不足している。</p> <p>国（環境省）は、それら多様な主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識でき</p>	<p>○ セイヨウオオマルハナバチについては、平成31年4月19日付け環自野発第1904191号環境省自然環境局長通知により、令和4年4月から従来の許可数量の範囲内に限り飼養等の許可の対象としており、令和4年度以降は当該通知のとおり、従来の許可数量の範囲内で外来生物法に基づく飼養等の許可を行っている。</p> <p>○ また、「生物多様性国家戦略2023-2030」では、セイヨウオオマルハナバチ対策として、セイヨウオオマルハナバチを在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行うなど、適正な管理の必要性について周知徹底することとした。</p> <p>○ 今後、これらも踏まえ、農林水産省とも連携しつつ、セイヨウオオマルハナバチの定着状況や代替種である在来種の利用状況、代替種利用の課題、課題に関する科学的な知見等のほか、今後の地域ごとの代替種の利用方針等を取りま</p>

<p>るようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。(環境省)</p>	<p>とめた「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、方針等を示していく。</p>
<p>5 外来種対策の評価の課題</p> <p>外来種対策は、国が国以外の主体に主体としての取組の必要性の判断・活動を求めているところに特殊性があり、国以外の主体は、政策について説明を受けるだけの受動的な存在ではなく、自ら取り組むことを求められている。特に地方公共団体であれば、行政主体である以上、P D C Aを回して、より効率的な取組を行っていくことを住民から求められる。</p> <p>国以外の主体の自主的な取組を促すためには、外来種対策についての適切かつ必要な情報の提供が重要であり、その中には、国全体の取組の現状についての評価は当然含まれる。</p> <p>現場の取組や具体的な活動に取り組む国以外の主体にとって、判断に有用な情報は、外来種対策の個別性や多様性などに対応したものであると考えられる。例えば、地方公共団体が、当面「有効性の高い、分布拡大の防止、局所的な根絶、低密度化」のいずれかを目指すべきといったところで、そもそも、当該地方公共団体が単独で特定の種の分布状況の把握に取り組む契機は乏しい。有効性の判断も、特定の種に関する分布情報等なくしては不可能である。今回の調査で現場から、例えばアライグマについて「何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」といった意見が聴かれたことから、現在、国が十分に必要な政策の現状・評価に関する情報を提供できているかどうかは疑問であり、外来種対策という政策の展開のためのP D C Aに必要な情報の提供は十分でないと言わざるを得ない。</p> <p>政策評価は、政策効果の把握と評価を行い、公表して政府の活動について国民に対して説明するとともに、その結果を対象とした政策に適切に反映させる、すなわち、政策の改善や効率的運用につなげることを目的として、政策を担当する行政機関が行うものである。外来種対策の展開に必要な情報を提供していくためには、この政策評価を活用していくことが考えられるが、環境省における政策評価の取組の現状は、一部の外来種について数値目標を掲げて個別の評価を行うに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省では、地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等について、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和5年度に創設した。 ○ 当該事業においては、外来種対策のP D C Aを適切に回していくため、E B P Mのアプローチが可能なものとすべく、令和4年度においては、効果検証を行うための指標を検討した。これを踏まえ、交付金申請時には、地方公共団体における防除活動の効果的な実施に資するため、防除等の対象となる外来生物の特性に応じて適切なK P Iを設定させる仕組みとした。 ○ 今後は、当該事業を通じた検討結果も踏まえ、他の事業で地方公共団体が行う取組にも応用が可能であるかどうか検討していく。

とどまり、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。

一方で、中央環境審議会においては、外来種対策全体について審議が行われ、答申の形で一定の現状認識と今後の取組の方向が示されており、外来種対策に焦点を絞る限り、同審議会の審議・答申の方が、政策評価が果たすべき役割を果たしていると言える。

したがって、環境省には、政策評価を含め、外来種対策のP D C Aを適切に回していくための方策の在り方について検討することを求める。外来種対策は、一つの政策と認識できるとはいいながら、外来種ごとの取組の個別性があり、かつ、国以外の多様な主体との協働が必要であること等を踏まえれば、政策評価のみならず、同審議会の審議・答申を含め、複数の枠組みで評価をしていくことも考えられる政策である。このような政策の評価については、現在、確たる定式があるわけではない。政策改善に役立てるという目的に照らし、また、どのような単位であればE B P Mのアプローチが有効であるかといった視点をもって、試行錯誤を許しつつ進化させることが望まれる。このような観点から、総務省としても協力する用意がある。(環境省)

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日（令和 4 年 2 月 15 日）以降、令和 5 年 4 月末現在までに関係行政機関が採った措置である。